

町会長及び役員並びに会計監査選出規定

- 第 1 条 この規定は、町内規約第 11 条の会長及び役員並びに会計監査を総会において選出する方法について定めたものである
- 第 2 条 町会は役員改選の 3 ヶ月前までに町会員の中から選挙管理委員長 1 名及び委員若干名を町会役員会において委嘱して選挙管理委員会を作り「町会だより」等をもって公知して公正な選挙を行うこととする。
- 選挙管理委員は役員に立候補できない。
- 選挙管理委員会事務所は委員長宅に置く。
- 委員は選挙終了をもって解任されたものとする。
- 第 3 条 会長及び役員並びに会計監査に立候補する者は、役員改選年の 2 月末日までに本人又は代理人が選挙管理委員会に届け出ることとする。代理人による届け出は本人の承諾を要し、承諾のないものは無効とする。
- 第 4 条 選挙を行うときは、総会 1 週間前までに「町会だより」等をもって、立候補者を公示することとする。
- 第 5 条 立候補者の無い時は、会長が本人の承諾を得て推薦し選出することとする。
- 立候補者の定員に満たないときの不足数の選出は前項を準用する。
- 第 6 条 任期途中の役員の交代又は欠員の補充は、会長の推薦者を班長会議の承認をもって、総会の承認に代えるものとする。

昭和 62 年 10 月 3 日 制定